

令和8年4月28日  
教育指導課

## いじめ重大事態に関する調査結果の公表指針（案）について

### 1 趣旨

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定するいじめ重大事態に関する調査結果の公表について、区の基本的な考え方を定め、個々の案件について公表有無の判断を行う基準とするため、公表指針を定めることとする。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び世田谷区子どもの権利条例の趣旨を踏まえ、案を取りまとめたので報告する。

### 2 報告内容

別紙「いじめ重大事態に関する調査結果の公表指針（案）」のとおり

### 3 今後の予定

令和8年5月 教育委員会での議決  
区ホームページにて公開

## いじめ重大事態に関する調査結果の公表指針（案）

世田谷区教育委員会

### 1 目的

本指針は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する調査結果の公表の有無を判断する際の基本的な考え方を定め、世田谷区子どもの権利条例の趣旨を踏まえつつ、公表を通じて事実関係を社会に正確に伝え、学校や家庭における学習の機会とするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考え、いじめの再発防止を図ることを目的とする。

### 2 公表の基本的な考え方

調査結果については、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえて、原則公表とする。ただし、公表にあたっては、対象児童生徒・保護者および関係児童生徒・保護者に事前に知らせるとともに、社会的影響や教育的意義に加えて、公表が児童生徒の心身や生活に及ぼす影響を十分に考慮するものとする。

### 3 公表する項目

- (1) 事案の概要
- (2) 調査組織及び調査期間
- (3) いじめの定義等
- (4) 事実経過を踏まえた検証
- (5) 当該事案に係る学校／学校設置者の対応についての検討
- (6) 再発防止策について
- (7) その他、教育長が必要と認める事項

### 4 公表の例外

以下に該当する場合は、公表しない。

- (1) 個人が特定されるおそれのある情報（学校名、学級、氏名、教職員名等）が含まれる部分
- (2) 対象児童生徒又は保護者が公表を望まない意思を明確に示している部分
- (3) 事案の中核に、要配慮個人情報等の秘匿性の高い情報が含まれている部分
- (4) 心身への影響が認められるものの、背景としていじめ以外の要因が主と判断された場合
- (5) 調査の結果、いじめに該当する事実が認められなかった場合

### 5 公表方法

- (1) 公表は、原則として区ホームページへの概要版掲載により行う。
- (2) 公表期間は原則3か月とし、児童生徒の権利侵害のおそれが生じた場合は、期間内であっても掲載の見直しを行う。